

正しい飼い方

～動物と楽しく暮らすために～



和歌山県動物愛護センター

はじめに

動物を飼うことは素晴らしいことです。動物たちとともに暮らし、ふれあうことで、心の豊かさやうるおい、やすらぎを得ることができます。命の大切さ、尊さを感じることができます。なにものにもかえられない、すばらしい思い出を得ることができます。

しかし動物を飼うということには、同時に飼い主としての責任と義務が伴います。無責任な飼い方は、周囲の迷惑になるだけでなく、動物たちも不幸にしてしまいます。

また、動物が苦手な人がいることを忘れてはいけません。好きな人にとってはたわいもないことが、苦手な人にとっては許せない事柄となってしまいます。飼うときには、万が一あなたの犬や猫が他人に迷惑をかけたときには責任をとる、という自覚も持たなければなりません。

一人ひとりが正しい飼い方をして、動物を飼うことに対する周囲の理解と協力を深めることは、動物とともに楽しく暮らせる社会づくりの いしすえ 礎 となります。人と動物とが共生する潤いのある社会をもにめざしましょう。

和歌山県動物愛護センター

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

犬を飼う方へ



これだけは守りましょう・・・・・・・・・・・・ 3

譲り受けた日に注意すること・・・・・・・・ 4

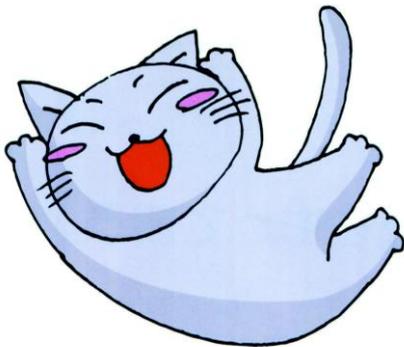
犬の飼い方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

エサの与え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

犬の感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

猫を飼う方へ



これだけは守りましょう・・・・・・・・・・・・ 10

譲り受けた日に注意すること・・・・・・・・ 11

猫の飼い方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

エサの与え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

猫の感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

避妊・去勢手術について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

動物に関する主な法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

犬を飼う方へ これだけは守りましょう

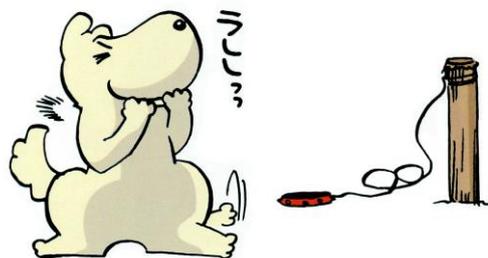
①犬を登録し、毎年狂犬病予防注射をうける(市町村役場へ)

- 生後91日以上の犬は、かならず登録と年1回の狂犬病予防注射をしなければなりません。
- 犬を飼い始めてから30日以内に登録を申請してください。
- 犬鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬につけてください。もし犬が迷子になってしまった場合、これらをつけていると飼い主が分かり、家に帰りやすくなります。



②犬の放し飼いはしない

- 犬の咬傷事件のほとんどが、放し飼いにされた飼い犬によるものです。
- 他人の庭や畑を荒らしたり、野良犬が集まってくる原因になります。
- 散歩する代わりに放し、そのまま帰ってこないことも多くあります。



③人の迷惑にならないように愛情と責任をもって飼う。

- 犬の習性や生理を理解し、近所迷惑にならないように、気を配らなければなりません。
- 犬を制御できるように、きちんとしつけましょう。
- 万が一、近所の迷惑になってしまったとしても、簡単に犬を飼うことをあきらめないでください。どうしても飼えなくなったら、新しい飼い主を全力で探しましょう。それでも見つからなかった場合は最寄りの保健所に相談してください。



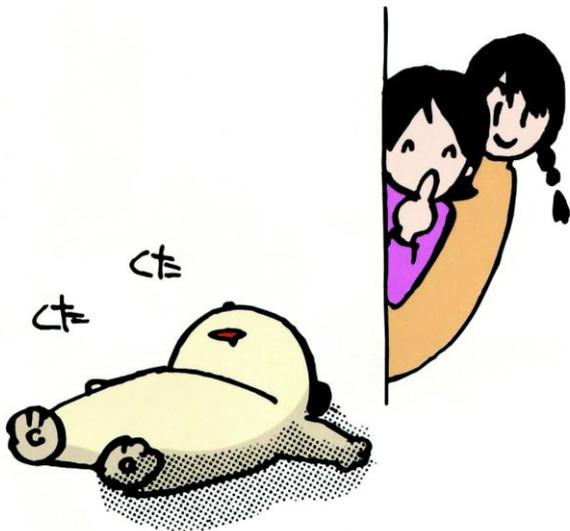
譲り受けた日に注意すること



今日はたくさんの人に出会ったため、犬はとても疲れています。

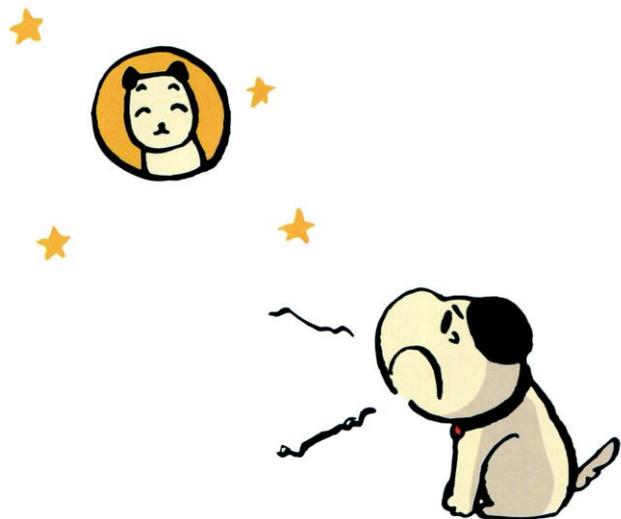


車に揺られると、酔うこともあります。



初めての夜はさみしがって、よく鳴くことがあります。が、しかったりせず、やさしく声をかけてあげましょう。

家についたら、一休みしてエサをあげます。しばらくは静かに休ませておいてください。



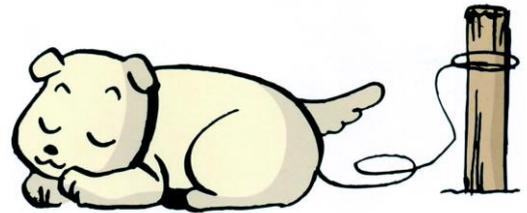
近日中に、かならず動物病院で健康診断をしてもらいましょう。

犬の飼い方

犬が好きな人がいる一方で、苦手な人もいます。あなたにとってはちょっとした犬のいたずらと感じられることでも、苦手な人にとっては許すことのできない重大な事件と考えられることがあります。苦手な方にも理解され、迷惑のかからないように飼うという気配りが必要です。

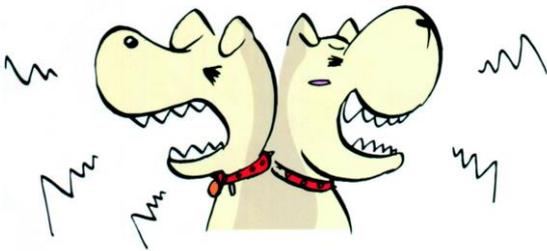


鑑札と注射済票は必ず犬につける



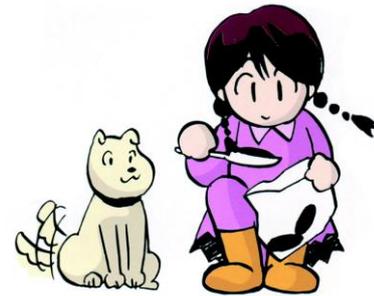
放し飼いにしない

犬の咬傷事件のほとんどが放し飼いによるものです



無駄吠えをなくす

吠えたらしかるのではなく、吠えてしまう原因を取り除くことから始めましょう



散歩中にしたフンは必ず持ち帰る



犬の周りを常に清潔にする



場所と時間を考えて毛が飛び散らないようにブラッシングする

エサのあげ方

生後 3～8 ヶ月の間は 1 日に 3～4 回、それ以降は 1 日に 1～2 回ぐらいが目安です



主食には「**総合栄養食**」をあげましょう

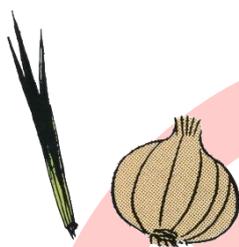
「総合栄養食」には必要な栄養素がすべて含まれています。体重を量り、袋に表示されている 1 日量と回数を目安にして食欲、便の状態などをみながら調節しましょう。

いつも清潔に

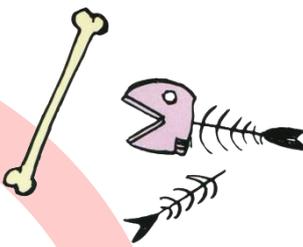
水はきれいなものをあげ、
食べ残しは捨てましょう

「一般食」「おやつ」 } これだけでは
「間食」「スナック」 } 栄養が偏ります！

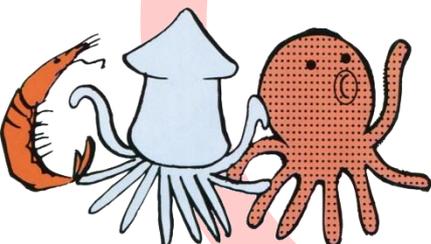
あげてはいけないもの



ネギ、タマネギ
ネギ中毒になり、貧血を起こす



鳥の骨、タイの骨
とがった部分で、胃腸を傷つける
おそれがある



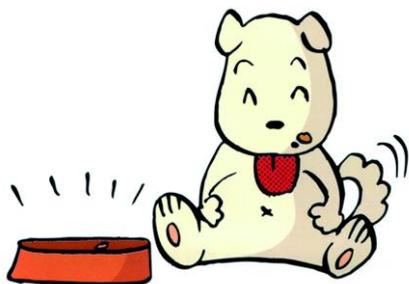
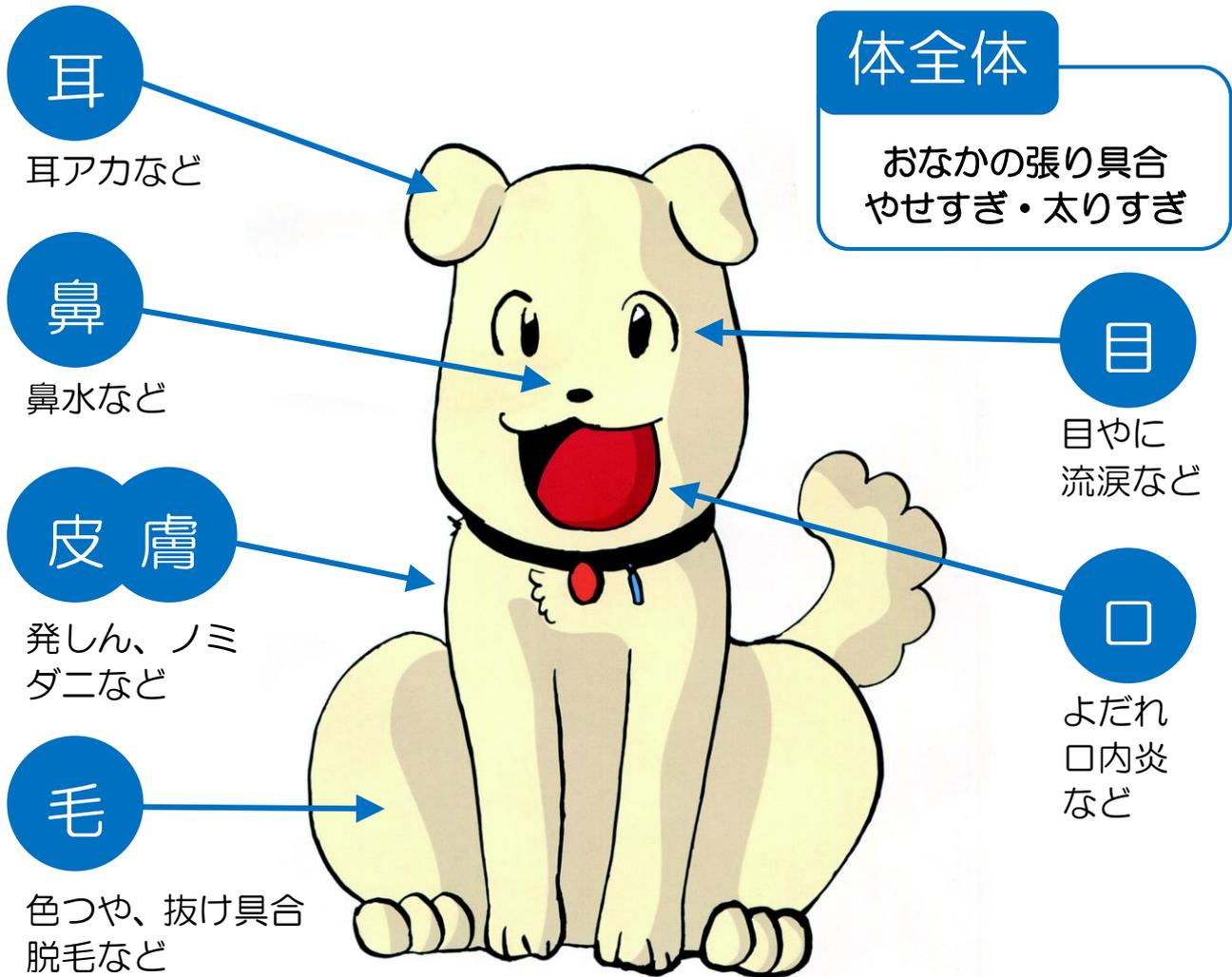
**エビ、イカ（するめ）、タコ、
貝類、油の多い魚**
消化不良を起こすおそれがある



ヒトが食べているものと同じもの
動物にとっては味が濃すぎて体に
良くない

健康管理

毎日、健康状態をチェックして、異常が見られたらすぐに動物病院で診てもらおうようにしましょう。また定期的に健康診断をしてもらいましょう。



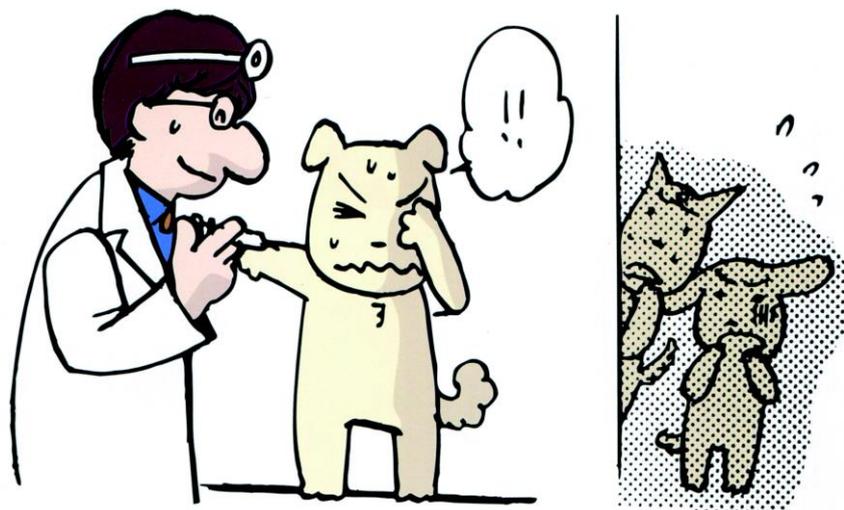
犬の感染症

犬も人同様に様々な病気にかかります。そのなかでも感染症は、発病したら治療は難しく、また他の犬の命をも奪うのです。できるだけ長生きさせるためにも、あなたの大切な家族を感染症から守ってあげてください。

病名	原因	うつりかた	症状	病気の経過	人へ	予防
犬ジステンパー	犬ジステンパーウィルス	感染力が大変強い。感染している犬からだけでなく食器、人の衣服を介して間接的にもうつる。	高熱、目やに、鼻水が出る。元氣、食欲がなくなり嘔吐や下痢をする。ふるえ、激しいけいれんをおこす。	神経症状を起こす。死亡率は非常に高い。	うつらない	ワクチン接種
犬伝染性肝炎	犬アデノウイルス1型	ジステンパーとほぼ同じ。感染している犬の尿からもうつる。	元氣がなくなり、嘔吐、下痢をする。回復期には目が濁ることがある。	一晩で死亡するもの、症状が重いもの、軽いもの、症状を示さないものがある。子犬の死亡率は高い。		
ケンネルコフ	犬パラインフルエンザウィルス・犬アデノウイルス2型など。	伝搬率は非常に高い。感染している犬との接触、咳、くしゃみなどの飛沫からうつる。いろいろな所から犬が集まる場所ではとくに発生が多い。	はげしい咳、鼻水、気管支炎、肺炎を起こす。	いろいろな病原体が混合感染すると症状が重くなる。死亡するものもある。		
犬パルボウイルス感染症	犬パルボウイルス	非常に伝染性が強い。感染犬の糞便、糞便に汚染された食器や人の手、衣服からうつる。	嘔吐や下痢（粘血便、血便）が起こる。子犬ではまれに心不全で突然死する事もある。	子犬ではとくに症状が重篤で、死亡するものが非常に多い。	うつることもある	
レプトスピラ症	レプトスピラ菌	汚染した下水、沼、田の水を飲む、泥を触る、感染した犬の尿などからうつる。ネズミがこの菌を運ぶ。	元氣、食欲がなくなり、嘔吐、血便をする。口臭がする。黄疸がでる。	手当が遅れると尿毒症を起こして死亡する。		
フィラリア症	犬糸状虫	蚊に刺されて子虫（ミクロフィラリア）がうつる。ミクロフィラリアが成長し心臓に寄生する。	咳をする。激しい運動をすると倒れる。体重が減少し、元氣、食欲がなくなる。腹水、胸水がたまる。	心臓の機能が低下し、次第に衰弱して死亡する。	うつることもある (心臓寄生はない)	予防薬の投与

* ワクチン接種について知っておきたいポイント *

- ワクチンは、感染症から体を守るのに必要な「免疫」と呼ばれる抵抗力をつけるために用いられます。
- 生まれたばかりの子犬は、自分で免疫力をつけることができないので、母犬のお乳から免疫をもらいますが、それも生後2か月頃までにはなくなります。確実に免疫力をつけるためには、生後2か月以降に、2～3回ワクチンを接種する必要があります。
- ワクチンでできた免疫は一生続くものではないので、成犬になっても年に1回はワクチンを接種する必要があります。



* フィラリア症について *

犬フィラリア症は、「犬糸状虫」という、そうめん状の寄生虫が、犬の心臓に寄生して、血のめぐりを悪くしてしまう病気です。

蚊に吸血されたときに子虫（マイクロフィラリア）が犬の体内に入ることによって感染します。マイクロフィラリアは、血管に入り約6ヶ月で成虫になり、心臓に寄生してマイクロフィラリアを産むようになります。

マイクロフィラリアは、犬の体中をめぐり、心臓に戻ってきて寄生します。蚊に吸血されると、他の犬へ感染します。

一度成虫が心臓に寄生してしまうと、治療が難しいだけでなく、症状がさらに悪化していきます。

フィラリア症の予防薬は、血管に入るマイクロフィラリアを退治します。あらかじめ血管内にマイクロフィラリアがあるかどうか動物病院で検査して、蚊の発生する時期には、獣医師の指示に従って、きちんと薬をあげましょう。

猫を飼う方へ これだけは守りましょう

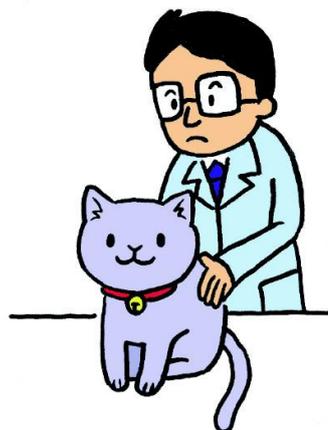
① 室内飼育

- 猫を屋外に出すと、交通事故、けんか、感染症にかかるなど、危険がいっぱいです。
- 猫の放し飼いによる苦情が数多く寄せられています。
- 庭や畑を荒らしたり、他の人に迷惑をかけてしまうこともあります。
- 猫の習性や生理を理解し、近所迷惑にならないようにしましょう。



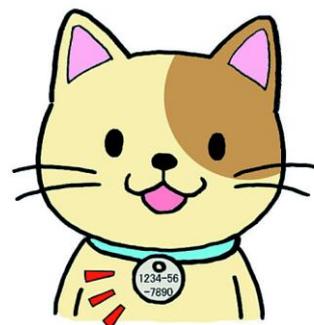
② 避妊・去勢手術

- 猫はとても繁殖能力の高い動物です。
(1年で1組が38匹に！)
- 室内飼育していても、万が一脱走して妊娠してくる(させてくる)こともあります。
- 避妊・去勢手術をすることで、脱走やけんか、生殖器などの腫瘍の予防にもなります。



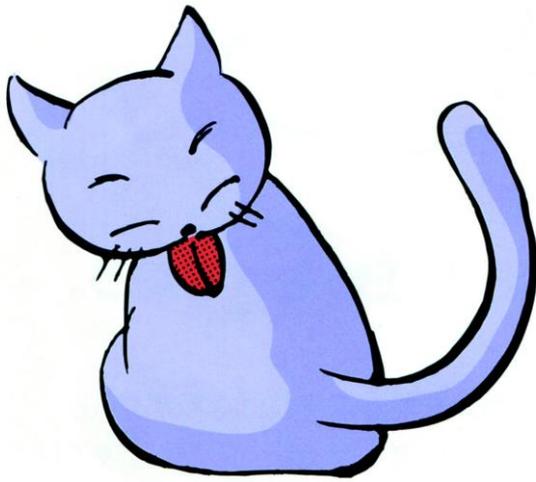
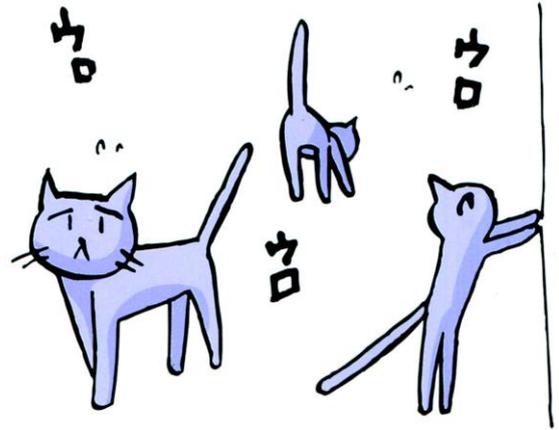
③ 迷子札を付けましょう

- 飼い主が誰かわかるように、首輪をつけ、迷子札をつけましょう。
- 室内飼育をしていても、災害時などには不意に脱走してしまうこともあります。
- もしもの時に飼い主さんのところに帰ってこられるように、迷子札には必ず飼い主の名前と電話番号を書いておきましょう。



譲り受けた日に注意すること

猫は、環境が変わると、落ち着くまでに時間がかかります。しばらく鳴き続けることもあります。叱ったりせず、しばらく自由にさせてください。



グルーミング（毛づくろい）をはじめたら、安心した合図です。

猫用のベッドで休み始めたら、静かに休ませておいてあげます。無理に遊ばないようにしてください。



近日中に、かならず動物病院で健康診断をしてもらいましょう。

猫の飼い方

猫を室内で飼うために必要なこと



食事



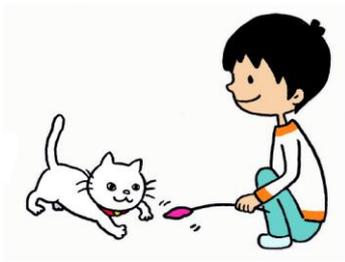
トイレ



安心できる寝床



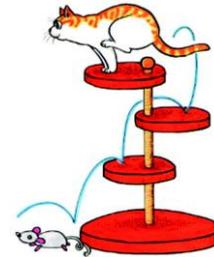
病気の予防



遊び相手

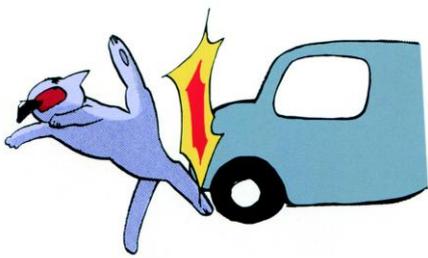


つめとぎ

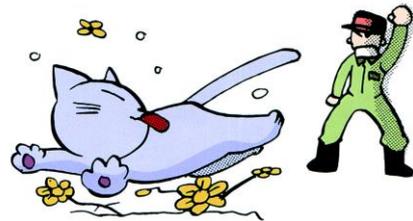


上下に移動できる空間

外に出して放し飼いすると・・・



交通事故にあう



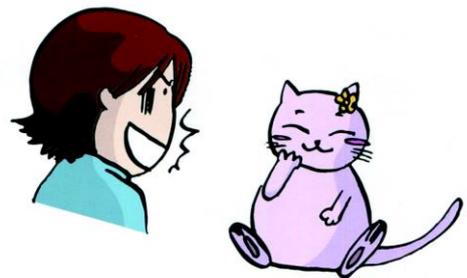
他人の庭や畑を荒らす



病気をうつされる



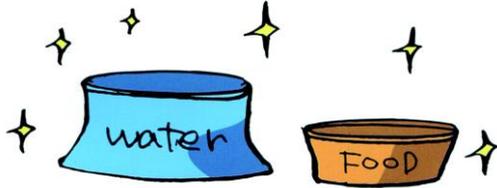
けんかをする



妊娠してくる（させてくる）

エサのあげ方

主食には「**総合栄養食**」をあげましょう



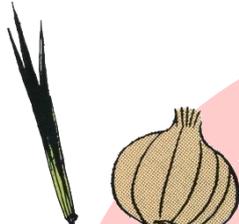
「総合栄養食」には必要な栄養素がすべて含まれています。体重を量り、袋に表示されている1日量と回数を目安にして食欲、便の状態などをみながら調節しましょう。

いつも清潔に

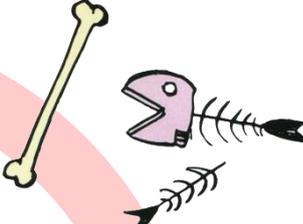
水はきれいなものをあげ、
食べ残しは捨てましょう

「一般食」「おやつ」
「間食」「スナック」} これだけでは
栄養が偏ります！

あげてはいけないもの



ネギ、タマネギ
ネギ中毒になり、貧血を起こす



鳥の骨、タイの骨
とがった部分で、胃腸を傷つける
おそれがある



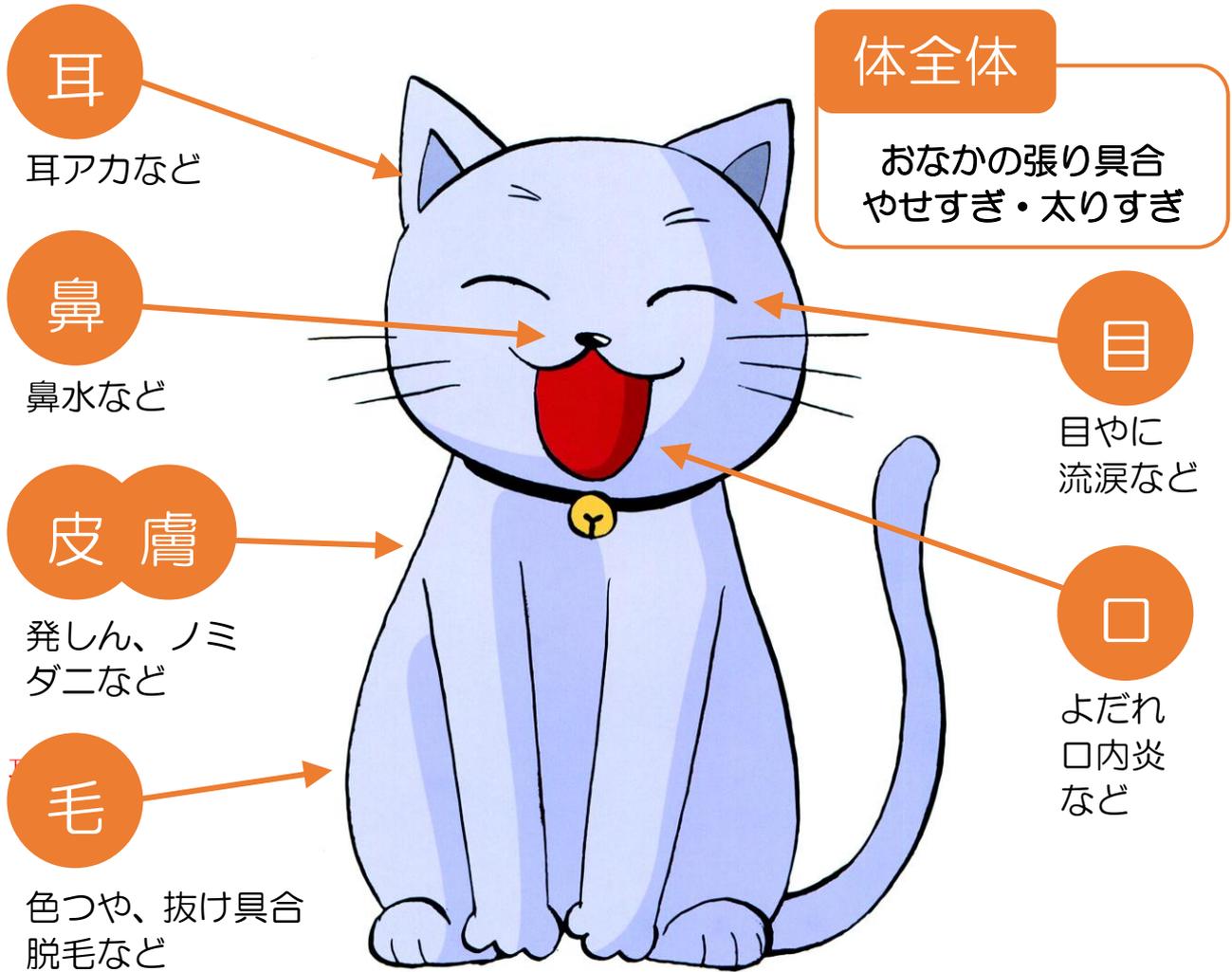
**エビ、イカ（するめ）、タコ、
貝類、油の多い魚**
消化不良を起こすおそれがある



ヒトが食べているものと同じもの
動物にとっては味が濃すぎて体に
良くない

健康管理

毎日、健康状態をチェックして、異常が見られたらすぐに動物病院で診てもらおうようにしましょう。また定期的に健康診断をしてもらいましょう。



猫の感染症

猫も人や犬とおなじように様々な病気にかかり、とくに感染症は命に関わります。家の外で放し飼いをしている猫は、外でどのような猫と接触しているか把握できないので、おそろしい感染症にかかってしまうおそれがあります。少しでも長生きできるように、あなたの家族を感染症から守ってあげてください。

病名	原因	うつりかた	症状	予防
猫ウイルス性鼻気管炎	猫ヘルペスウイルス	発症した猫との接触や、くしゃみなどの飛沫からうつる。	発熱、鼻水、くしゃみ、涙、目やに、結膜炎。放っておくと肺炎を引き起こし死亡することもある。回復後も免疫力の低下により再発することがある。	ワクチン接種
猫カリシウイルス感染症	猫カリシウイルス		猫ウイルス性鼻気管炎と似ている。舌や口腔内に潰瘍ができた、関節炎を起こす場合もある。	
猫汎白血球減少症	猫パルボウイルス	発症した猫の糞便、汚染された食器や人の手を介してうつる。	白血球が極端に少なくなる。高熱、嘔吐、時に下痢、脱水症状。体力のない子猫は1日で死亡することもある。	
猫白血病ウイルス感染症	猫白血病ウイルス(FeLV)	感染した猫との接触や、出産時に母親からうつる。	白血病や貧血などの血液の病気や、腫瘍になることもある。	一部の型にワクチンあり
猫後天性免疫不全症候群	猫免疫不全ウイルス(FIV)	感染した猫との接触、ケンカによる咬み傷、交尾などでうつる。	免疫力が低下し、他のウイルスや細菌に感染しやすくなる。口内炎の症状がみられることが多い。	
猫伝染性腹膜炎	猫コロナウイルス	感染した猫との接触でうつる。	腹水がたまったり、神経症状を起こす。有効な治療法はない。	ワクチンはない

*ワクチン接種のポイント

- 生まれたばかりの子猫は、自分で免疫力をつけることができないので、母猫のお乳から免疫をもらいますが、それも生後2か月頃までになくなります。確実に免疫力をつけるためには、生後2か月以降に、2~3回ワクチンを接種する必要があります。
- ワクチンでできた免疫は一生続くものではないので、成猫になっても年に1回は接種する必要があります。

*ワクチンで予防できない感染症の予防について

すでに感染している猫との接触の機会を少なくするしかありません。外に出さないこと、1匹で飼うこと、避妊・去勢手術をすることなどは有効です。

感染してしまった場合でも大切に飼っていれば、長く生きられる可能性は十分にあります。たとえば、家の中だけで飼って他の病気にかからないようにすること、猫にとってストレスのない環境にすることなどに注意します。

避妊・去勢手術について

メス犬は年に1～2回、メス猫は春と秋の年2回発情します。オスは、発情しているメスのおいをかいで発情します。

発情している時期は部屋の中に入れておくという方もいますが、動物たちは飼い主の目をかいくぐって外に出てしまうことが多く、発情期に交尾をすると、かならず妊娠し、1回の出産で複数のこどもが産まれてしまいます。特に、猫は繁殖能力が高く、多頭飼育による飼育崩壊につながる危険性が高くなります。

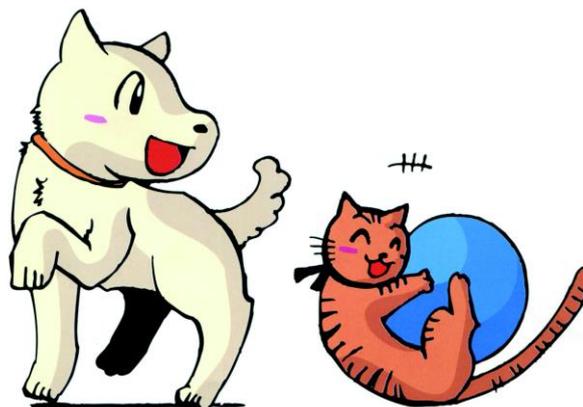
新しい飼い主が見つからない場合、不幸な子犬、子猫が増えてしまうこととなります。そのような命をつくらないために、避妊・去勢手術をうけさせましょう。

また避妊・去勢手術は、繁殖防止以外に健康面、行動面、性格面でプラスの効果があります。

	オ ス	メ ス
健康面	<ul style="list-style-type: none"> 前立腺の病気の予防 肛門周辺の腫瘍の予防 	<ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠を防ぐ 子宮蓄膿症、卵巣のう腫などの予防
行動面 性格面	<ul style="list-style-type: none"> 性格が穏やかになり、けんかが少なくなる 発情しているメスがいても外に出たがらなくなる 尿を壁などへのマーキングが減る（猫） 	<ul style="list-style-type: none"> 幼い性格が維持され管理しやすい 発情期の甲高い声、落ち着きがなくなるなどの困った行動が無くなる（猫）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 発情時の出血により部屋が汚れることがなくなる（犬）

* 避妊・去勢手術の時期 *

犬も猫も、最初の発情がくる前に避妊・去勢手術を受けさせるのがよいといわれています。犬では、オスで生後9ヶ月、メスで生後7ヶ月、猫では生後6～8ヶ月には最初の発情がきます。それまでに手術を受けさせましょう。



動物に関する主な法律

「狂犬病予防法」

- 1 犬を飼い始めたら、その日から（子犬の場合は生後 90 日を経過してから）30 日以内に市町村役場へ登録を申請すること
- 2 毎年 1 回、狂犬病予防注射を接種させること
- 3 鑑札と注射済票を必ず犬につけておくこと
- 4 犬が死亡した時や、犬の所在地、所有者の住所など登録内容が変わった時は、市町村役場に届け出ること

「動物の愛護及び管理に関する法律」

- 1 動物がその命を終えるまで飼うよう努めること
- 2 動物の習性に応じて適正に飼い、人や財産に害を与えないよう、生活環境を損なわないよう、人に迷惑をかけないように努めること
- 3 みだりに繁殖しないように、避妊・去勢手術等を行うよう努めること
- 4 動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりしないこと（罰則あり）

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」

- 1 動物の健康管理や病気の予防を行うこと
- 2 離乳前の動物をみだりに譲渡しないこと
- 3 動物が公共の施設や他人の物を汚したり壊したりしないようにすること
- 4 動物の鳴き声や臭いで他人に迷惑をかけないこと

さらに・・・

*犬の飼い主は

- 1 他人に害を与えないように、しっかりつないぐか囲って飼うこと
- 2 公共の場所でしたフンの後始末をすること
- 3 しつけを行うこと
- 4 飼い犬の表示をすること

*猫の飼い主は

- 1 迷子札等により、飼い主がどこの誰か分かるようにすること
- 2 他人が管理する場所でしたフンの後始末をすること
- 3 生活環境を損なわないように屋内で飼うこと



正しい飼い方

～動物と楽しく暮らすために～

和歌山県動物愛護センター

〒640-1251 和歌山県海草郡野上町国木原 372

TEL 073-489-6500

FAX 073-489-6504